

にかほ市フィルムコミッション事業支援実施要綱

(目 的)

第1条 この告示は、にかほ市における地域資源を映画、テレビ等のロケーションの実施場所として提供し、映像を通じて国内外に発信することにより、文化・産業・観光の振興及び地域の活性化を図るため、にかほ市フィルムコミッション事業（以下「FC事業」という。）における支援の実施について必要な事項を定めることを目的とする。

(支援内容)

第2条 FC事業における支援は、次に掲げるものとする。

- (1) ロケーション実施場所の紹介及び誘致活動
- (2) 撮影等に必要の許認可に関する相談及び支援活動
- (3) 施設管理者等との撮影許可に関する連絡調整及び撮影時の立会い
- (4) 市民への普及啓発活動
- (5) 前各号に掲げるもののほか、FC事業に関すること。

(受入基準)

第3条 市が所有し、又は管理する施設、財産等（以下「市有施設等」という。）の管理者（この告示において「施設等管理者」という。）は、次に掲げる受入基準に適合したとき、ロケーション撮影利用を受け入れるものとする。この場合において、施設等管理者は、法令又は条例、規則及び告示等（以下「法令等」という。）により使用許可等を行わなければならないときは、当該法令等に定める基準等を遵守しなければならない。

- (1) 制作する映像作品等の内容が公序良俗に反しないこと。
- (2) 当該ロケーション撮影利用が、著しく業務の妨げにならないように行われること。
- (3) 当該ロケーション撮影利用の規模等に応じて専任の整理員を配置するなど、撮影現場の管理が適切に行われること。
- (4) 当該ロケーション撮影利用が、施設等管理者が指示する事項を遵守して行われること。

2 前項の規定にかかわらず、施設等管理者は、法令等によるもののほか、施設の適正な管理上において当該市有施設等の役割、立地条件、管理体制、特殊性等を考慮し、ロケーション撮影利用を認めないことができる。

(申請等)

第4条 ロケーション撮影等を実施しようとする者は、撮影支援依頼書兼使用料減免申請書（第1号様式。以下「申請書」という。）に、次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (ア) 企画書
 - (イ) 脚本（シナリオ）
 - (ウ) スケジュール
 - (エ) その他ロケーション撮影に関する資料
- (支援等の審査)

第5条 市長は、前条の申請があった場合は、その内容を審査し結果を通知するものとする。

(使用料等の徴収方法)

第6条 FC事業における行政財産の使用料又は占用料及び普通財産の貸付料（以下「使用料等」という。）は、別に定めるものを除き、にかほ市行政財産使用料徴収条例又はにかほ市財務規則の規定に基づき、納入通知書に指定する納入期限までにその全額を徴収する。

(使用料等の減額)

第7条 市長は、次に掲げる要件をすべて満たす場合は、にかほ市行政財産使用料徴収条例又はにかほ市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の規定に基づき、無償又は減額して貸し付けることができる。

- (1) 画面の一部又は全部に、視聴者等がにかほ市と判別できる風景等が写っているもの。
- (2) 撮影協力として、にかほ市又はにかほ市フィルムコミッションの名称がテロップ、クレジット等で表示されるもの。

(損害賠償の義務)

第8条 本要綱による支援を受けた者は、故意又は過失により市有施設等の施設、設備、備品等を破損又は滅失させたときは、施設等管理者の指示に従い当該施設等を現状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ないと認めたときは、この限りではない。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、FC事業に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成29年11月27日から施行する。